別記様式第1号（第２条関係）

　　年　　月　　日

栗東市危機管理センター使用許可申請書・許可書（新規・変更）

栗東市長　　　　　様

　栗東市危機管理センターの設置及び管理に関する条例第６条第１項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 住所 |  | | | | | | |
| 団体名  （氏名） | ㊞ | | | | | | |
| 連絡電話番号 | （　　　　　　） | | | | | | |
| 使用目的 | |  | | | | | | |
| 使用日時 | | 年　　月　　日（　　）  　　　　時　　　分から　　　時　　　分まで | | | | | | |
| 使用施設 | | ・大研修室１ | ・大研修室２ | | | | ・防災研修室 | |
| 冷暖房の利用 | | 有　　　・　　　　無 | | | | | | |
| 利用予定人数 | | 人 | | | | | | |
| 備品等の使用 | | マイク（　　本）・映像音響タブレット・（　　　　　　　　） | | | | | | |
| 使用料  冷暖房料 | 円  円 | 内　　　　訳 | | | | | | 入金ﾁｪｯｸ |
| ※施設使用料 　　　　円  ※施設加算使用料  　円 | | ※冷暖房使用料  円  ※冷暖房加算使用料  円 | | | |  |
| ※備考  使用許可後、栗東市危機管理センターの設置及び管理に関する条例第９条の規定に該当した場合、使用許可を取り消し、又は、使用制限、使用停止を行うことがあります。（裏面） | | | | | ※受付 | ※　　　年　　　　号 | | |
|  | | |

※印は、記入しないでください。

上記申請のとおり、利用許可します。

**なお、災害の発生が予見されるとき及び災害が発生したときは、予告なく許可を取り消しますので、ご承知ください。**

　許可番号　　　　　　号

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　栗東市長　　　　　　　　　　　　印

裏面

【栗東市危機管理センターの設置及び管理に関する条例（抜粋）】

　（使用の申請及び許可）

第６条　センターの施設のうち第３条第１号に掲げる施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長に使用を申請し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

２　市長は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。

　（１）　センターにおける秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

　（２）　センターの施設若しくは設備又は展示品を損傷するおそれがあると認められるとき。

　（３）　申請に係る施設がセンターの業務を行うために必要であると認められるとき。

　（４）　その他センターの管理上支障があると認められるとき。

３　市長は、第１項の許可をする場合においては、センターの管理上必要な限度において、条件を付すことができる。

　（使用料）

第７条　前条第１項の規定により施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ別表に定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

２　既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

　（１）　センターの管理上支障があるため、使用の許可が取り消されたとき。

　（２）　使用者の責めに帰すことができない理由により、センターを使用することができないとき。

　（３）　市長が特別の事由があると認めたとき。

３　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

　（１）　市長が別に定める団体がセンターの設置の目的に沿った活動のため使用すると認めるとき。

　（２）　栗東市公の施設の使用料等の減免の基準に関する規則（平成２０年栗東市規則第４０号）の規定によるとき。

　（施設等の変更の禁止）

第８条　使用者は、センターの施設若しくは設備に変更を加え、又は特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

　（使用の許可の取消し等）

第９条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第６条第１項の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

　（１）　使用者が使用の目的に違反して使用したとき。

　（２）　使用者が詐偽その他不正の行為によって第６条第１項の許可を受けたとき。

　（３）　使用者が第６条第２項各号（第３号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

　（４）　使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

　（５）　使用者が第６条第３項の規定により付された条件に違反したとき。

　（６）　当該許可に係る施設が災害その他の事故により使用できなくなったとき。

　（７）　市が第４条第１号に掲げる業務を行うために当該許可に係る施設を使用するとき。

　（８）　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

　（原状回復の義務）

第１０条　使用者は、その使用を終えたときは、その使用に係る施設及び設備を原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

別表（第７条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 午前９時～午後１時 | 午後１時～午後５時 | 午前９時～午後５時 |
| 午前 | 午後 | 午前午後 |
| 大研修室（１・２） | | ８，０００円 | ８，０００円 | １６，０００円 |
|  | （１時間当たり） | ２，０００円 | ２，０００円 | － |
| 大研修室（１） | | ４，０００円 | ４，０００円 | ８，０００円 |
|  | （１時間当たり） | １，０００円 | １，０００円 | － |
| 大研修室（２） | | ４，０００円 | ４，０００円 | ８，０００円 |
|  | （１時間当たり） | １，０００円 | １，０００円 | － |
| 防災研修室 | | ２，０００円 | ２，０００円 | ４，０００円 |
|  | （１時間当たり） | ５００円 | ５００円 | － |

　備考

　　１　冷房設備を使用した場合は冷房料として使用料に５割を、暖房設備を使用した場合は暖房料として５割を加算した額とする。

　　２　使用者が市外居住者の場合は、使用料に１０割を加算した額とする。

　　３　使用者が民間事業者の場合は、使用料に１０割を加算した額とする。